

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和46年3月18日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年12月27日

東大和市長 和地 仁美

記

損害賠償の額を定めることについて

件 名	損害賠償額	相 手 方
東大和市立狭山緑地の樹木の落下枝による物損事故に係る損害賠償	139,678円	